

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和3年度第3四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	吊下金具（平野工場）買入	産業用機器	(株)福島製作所	1,476,200	令和3年10月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
2	給電ケーブル（平野工場）買入	産業用機器	富士ホイスト工業(株)	1,760,000	令和3年10月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	投入扉スライドゲート巻上装置（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	3,850,000	令和3年10月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	チェーン1ほか3点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	15,136,000	令和3年10月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	シリンダリカルローラベアリングほか23点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	14,960,000	令和3年10月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	スライドプレート#1ほか1点（鶴見工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	2,539,350	令和3年10月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
7	ボイラー用肉盛溶接管1ほか33点（平野工場）買入	産業用機器	JFEエンジニアリング(株)	69,300,000	令和3年10月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
8	火格子部品1ほか25点（東淀工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	20,955,000	令和3年11月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
9	ピースカッターほか40点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	46,783,000	令和3年11月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
10	AOモジュールほか2点（西淀工場）買入	産業用機器	富士電機(株)	5,676,000	令和3年12月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
11	サンプリングクーラーほか2点（平野工場）買入	産業用機器	JFEエンジニアリング(株)	3,482,600	令和3年12月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

12	耐火タイル# 1ほか1点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	21,125,500	令和3年12月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
13	クレーンバケット用部品# 1ほか3点（舞洲工場）買入	産業用機器	(株)福島製作所	7,763,800	令和3年12月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
14	灰クレーン部品ほか1点買入	産業用機器	(株)日立プラントメカニクス	946,000	令和3年12月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
15	火格子# 1ほか6点（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	10,905,400	令和3年12月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
16	アンモニアノズル用部品# 1ほか4点（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	1,086,140	令和3年12月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1. 案件名称

吊下金具（平野工場）買入

2. 契約の相手方

株式会社福島製作所

3. 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する製品は、当工場で使用している株式会社福島製作所製「じん芥クレーンバケット」の専用部品である。

同製品は株式会社福島製作所が独自に設計・製作しているもので、構成部品の寸法等の詳細仕様については他社では知り得ないため、他社において製作することは不可能である。

よって、株式会社福島製作所の製品を指定する。

業者選定理由

今回購入する製品は、株式会社福島製作所が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、株式会社福島製作所と随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合

平野工場（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

給電ケーブル（平野工場）買入

2 契約の相手方

富士ホイスト工業（株）

3 随意契約理由

(1)製品指定理由

今回購入する予定の給電ケーブルは、富士ホイスト工業（株）のじん芥クレーン部品であり、当該会社独自の設計技術により製作されたものである。従って、本製品の詳細寸法及び設計条件の関係上、他社においては製作不可能であるため、富士ホイスト工業（株）の製品を指定するものである。

(2)業者選定理由

じん芥クレーン給電ケーブルは、富士ホイスト工業（株）のみが直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

投入扉スライドゲート巻上装置（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する投入扉スライドゲート巻上装置は、日立造船株式会社施工による舞洲工場ごみ供給受入設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開の為他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船株式会社製品の選定を行う。

（2）業者選定理由

本部品は日立造船株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

チェーン1ほか3点(舞洲工場)買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品選定理由

今回購入するチェーン1ほか3点は、日立造船(株)施工による舞洲工場破砕施設における可燃・不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

シリンドリカルローラベアリングほか23点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入するシリンドリカルローラベアリングほか23点は、日立造船（株）設計による舞洲工場低速せん断破碎機用油圧モーター（CB560）および油圧ポンプ（P24S）の整備用部品であり、使用条件に対する材料の選定、当該機器への製作方法等、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・低速せん断破碎機設計条件との関係上、他社においては製作不可能であるため、日立造船（株）の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

本部品は日立造船（株）が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船（株）と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

スライドプレート#1ほか1点(鶴見工場)買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品選定理由

今回買入するスライドプレート#1ほか1点は、日立造船(株)製の鶴見工場焼却設備の主要設備として、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本製品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、日立造船(株)の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本製品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合

施設部 鶴見工場 (電話番号 06-6912-4700)

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛溶接管1ほか33点(平野工場)買入

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

(1) 製品選定理由

今回購入するボイラー用肉盛溶接管1ほか33点は、JFEエンジニアリング(株)製の平野工場ボイラー設備に使用するものであり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本製品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設備条件との関係上、他社においては製作不可能である為、JFEエンジニアリング(株)の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本製品はJFEエンジニアリング(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、JFEエンジニアリング(株)と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

火格子部品 1 ほか 2 5 点 (東淀工場) 買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する火格子部品 1 ほか 2 5 点は、日立造船株式会社製の東淀工場焼却設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、日立造船株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東淀工場 (電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

ピースカッターほか40点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するピースカッターほか40点は、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎施設における可燃及び不燃ごみ処理設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

AOモジュールほか2点（西淀工場）買入

2 契約の相手方

富士電機（株）

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入するAOモジュールほか2点は富士電機（株）において独自の技術により設計・施工された電子計算機設備の一構成部品である。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため富士電機（株）の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、富士電機（株）のみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって富士電機（株）と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

サンプリングクーラーほか2点(平野工場)買入

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

製品No.1 サンプリングクーラー

今回購入するサンプリングクーラーは、平野工場ボイラー設備の缶水連続測定装置の構成部品であり、JFEエンジニアリング(株)と芙蓉化学工業(株)により設計された特注品である。従って本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品を使用することは不可能である。

製品No.2 エレメントパイプ

製品No.3 ベアリングプレート

今回購入するエレメントパイプ・ベアリングプレートは平野工場ボイラー設備のストプロワの主要部品であり、JFEエンジニアリング(株)と汽罐部品製造(株)により設計された特注品である。従って本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品はJFEエンジニアリング(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、JFEエンジニアリング(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

耐火タイル#1ほか1点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入する耐火タイル#1ほか1点は、日立造船（株）設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、本製品の詳細仕様は、非公開のため他社では知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

クレーンバケット用部品#1ほか3点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するクレーンバケット用部品#1ほか3点は、じん芥クレーンバケット・粗大クレーンバケットそれぞれに装備して使用するものである。

当工場のじん芥クレーンバケット・粗大クレーンバケットは、株式会社福島製作所の独自技術により設計・製作されたものであり、本製品の詳細な寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、他社では製作不可能である。以上のことから株式会社福島製作所の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本製品は、株式会社福島製作所が直接販売を行っており、他社では取扱が出来ないため、株式会社福島製作所と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

灰クレーン部品ほか 1 点買入

2 契約相手方

株式会社日立プラントメカニクス

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する灰クレーン部品は、灰クレーンに装備して使用するものである。またじん芥クレーン部品は、じん芥クレーンに装備して使用するものである。当工場の灰クレーン設備及び、じん芥クレーン設備は株式会社日立プラントメカニクスにおいて独自の技術により設計・製作されたものであり本製品の詳細な寸法及び仕様、関連機構との関係は非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。また設備全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは本設備を設計・製作した株式会社日立プラントメカニクスのみである。したがって、株式会社日立プラントメカニクスの製品指定を行った。

業者選定理由

本製品は、株式会社日立プラントメカニクスが直接販売を行っており、他社では取扱いができないため、株式会社日立プラントメカニクスと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号 06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

火格子# 1 ほか 6 点 (八尾工場) 買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する火格子# 1 ほか 6 点は、三菱重工業 (株) において独自の技術により設計・施工された炉体設備及び火格子設備の一構成部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法、関連機構、炉体設備及び火格子設備条件との関係上、他社においては製作不可能である。

なお、三菱重工業 (株) については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) に統合し、事業実施していることから、三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) 製の製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

アンモニアノズル用部品 # 1 ほか 4 点 (八尾工場) 買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入するアンモニアノズル用部品 # 1 ほか 4 点は、三菱重工業 (株) において独自の技術により設計・施工されたアンモニア水噴霧設備の一構成品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って本製品の詳細寸法、関連機構及びアンモニア水噴霧設備の設計条件は、当該会社のみが知り得るものであり、他社においては本製品の製作は不可能である。

なお、三菱重工業 (株) については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) に統合し、事業実施していることから、三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) 製の製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号 072-923-4226)